

令和6年横審第14号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年9月16日09時55分

茨城県那珂湊港東方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	モーターボートB
総トン数		4.9トン	
登録長		11.90メートル	7.11メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		423キロワット	220キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年1月に進水し、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置、前方に魚群探知機、右舷側にGPSプロッターをそれぞれ備えたひき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年9月16日04時30分茨城県久慈漁港を発し、那珂湊港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、05時10分前示漁場に到着して操業を繰り返し行った後、魚群を探しながら北東方へ向かうこととし、1.5海里レンジ設定としたレーダー、魚群探知機及びGPSプロッターをそれぞれ監視しながら発進し、09時52分僅か過ぎ那珂湊港外東防波堤灯台（以下「港外灯台」という。）から090度（真方位、以下同じ。）1.03海里の地点で針路を057度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

09時53分a受審人は、港外灯台から087度1.12海里の地点に達したとき、正船首370メートルのところにBを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、

G P Sプロッターに記録させた漁場の位置確認と魚群探索に気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航中、09時55分港外灯台から083度1.30海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に後方から33度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室の右舷側に舵輪、その前方にG P Sプロッター、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦装置、舵輪後方に操縦席をそれぞれ備えたF R P製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、家族1人を同乗させ、有効な音響信号を行うことができる手段として電子ホーンを備え、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日08時00分茨城県水戸市所在のマリーナを発し、那珂湊港東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、09時30分前示釣り場に到着し、港外灯台から083度1.30海里の衝突地点付近で、船首を東方に向け、機関を中立運転にかけて漂泊を開始し、同乗者が右舷船尾部で船尾方を、自らは左舷船尾部で船尾方をそれぞれ向いた姿勢で釣り竿を各1本出して釣りを始め、09時50分頃自船の南西方約600メートルのところにAを含めた2隻の漁船を初認した。

b受審人は、Aが動き出して自船に針路を向けたので同船に対する動静監視を始め、09時53分衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、Aが右舷後方33度370メートルのところとなり、その後自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めた

が、航行中のAが針路を転じて漂泊中の自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行うことも、さらに接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、09時55分僅か前右舷船首部至近に迫ったAを認めて衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が090度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に擦過傷を生じ、Bは、右舷船首部外板に凹損を伴う破口等を生じ、修理せず解体した。

(航法の適用)

本件は、那珂湊港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、那珂湊港東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、那珂湊港東方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターに記録させた漁場の

位置確認と魚群探索に気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、那珂湊港東方沖合において、釣りをを行うため漂泊中、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAが針路を転じて漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月25日

横浜地方海難審判所

審判官 浅野 活人